

# PTA総会(書面総会)

1	辛生	丰
1	硪	尹

令和 2 年度 P T A 事業報告・・・・・・・・ 1 ~ 3
令和2年度PTA会計決算報告及び監査報告・・・・4
令和3年度PTA努力目標(案)及び事業計画(案)・5~6
令和3年度PTA会計予算(案)・・・・・・7
令和3年度PTA役員選出・・・・・・・・8
PTA会則について・・・・・・・・・・9~11
Y連絡
独立行政法人日本スポーツ振興センター
PTA共済 (P災コース、安互コース)
熊本県РТА連合会保険について・・・・・・12
生活のきまりについて・・・・・・・・・13~14
学校いじめ防止基本方針について・・・・・・15~23
学校いじめ防止基本方針について・・・・・・15~23

# 令和2年度 主なPTA事業報告

月	日	曜	内	容	場所
4	1 3	木	地区委員会,第9回本部役員会	:	
	2 4	金	授業参観・懇談会・PTA総会	, PTA歓送迎会	
	2 3	木	PTA本部役員三役会		
5	7	木	合同専門委員会,第1回本部役	<b></b> と 員 会	
	1 0	日	第1回親子美化作業(8~12	区)	
	2 3	土	運動会準備		
	2 4	日	運動会		
6	1 1	木	第2回本部役員会		
7	3	金	1学期末PTA,心肺蘇生法講	習会	
8	2 3	日	第2回親子美化作業(1区~7	7区)	
9	3	木	第3回本部役員会		
	6	日	親子球技大会		
1 0	8	木	第4回本部役員会		
	1 0	土	九州PTA熊本市大会(~11	日)	
	1 1	日	第3回PTA美化作業(欠席者	首及び本部役員)	
	1 6	金	「教育の情報化」研究発表会		
1 1	5	木	第5回本部役員会		
	8	日	親子ふれあい学習		
1 2	3	木	第6回本部役員会		
	1 1	金	2 学期末 P T A 授業参観・懇談	後会・持久走大会	
	1 3	日	門松づくり		
1	1 4	木	第7回本部役員会(よかとこ系	· 見伝製本)	
2	2 1	日	学年末PTA懇談会・学習発表	<b>表</b> 会	
3	4	木	第8回本部役員会		
	2 5	木	PTA会計監査		

			令和2年度 (生活)部活動報告
No.	月	日	活動報告
1	8	2 3	第1回PTA親子美化作業(8~12区)
2	1 0	4	第2回PTA親子美化作業 (1~7区)
3	3	7	第3回PTA親子美化作業(欠席者及び本部役員)

			令和2年度 (体育)部活動報告
No.	月	日	活動報告
1	1 0	1 0	運動会準備
2	1 0	1 1	運動会巡回・片付け等
3	1 2	1 1	持久走大会交通整理・誘導

			令和2年度	(	母親 )	部	活動報告
No.	月	日			活	動	報告
1	6	1 3	マスク作り				

			令和 2 年度 ( <b>文化</b> ) 部 活動報告
No.	月	日	活動報告
1	1 0	1 1	運動会写真撮影協力
2	1 2	1 5	PTA新聞作成
3	1 2		PTA新聞発行
4	2		PTA新聞作成
5	3		PTA新聞発行

		令	和2年度 ( 1学年 )部 活動報告
No.	月	日	活動報告
1	5	2 1	1 学年委員会
		令	和2年度 ( <b>2学年</b> )部 活動報告
No.	月	日	活動報告
1	5	2 1	2 学年委員会
		令	和2年度 (3学年)部活動報告
No.	月	日	活動報告
1	5	2 1	3 学年委員会
		令	和2年度 (4学年)部活動報告
No.	月	日	活動報告
1	5	2 1	4 学年委員会
		令	和2年度 (5学年)部活動報告
No.	月	目	活動報告
1	5	2 1	5 学年委員会
	6	5	緑の少年団会議
	6	1 0	緑の少年団会議
	6	2 4	緑の少年団会議
	7	2 2	緑の少年団会議
	7		緑の少年団会議
	9		緑の少年団会議
	3		緑の少年団解団式
			和 2 年度 ( 6 学年 )部 活動報告
No.	月		活動報告
1	5		6 学年委員会
2	6		第1回キャンプ班会議
3 4	7 8	1 5 2 5	7 1 2 1 3 1 1 1
5	1 1	$\begin{array}{c c} 2 & 5 \\ \hline 2 & 5 \end{array}$	6 学年委員会
6	2		卒業に向けての活動
7	3	1 4	卒業に向けての活動
′	J		十木に同りてが旧到

# 令和2年度PTA会計決算報告及び監査報告

# 令和2年度PTA一般会計決算書

山田小学校PTA

## 1 収入の部

(単位:円)

項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	增減	備考
1.繰越金		240,007	0	240,007	240,007	0	前年度繰越金
2.会 資		576,300	-167,000	409,300	409,300	0	会費・保険料
3.雑収入		693	0	693	9,002	8,309	預金利子・活動買残金
合	81	817,000	-167,000	650,000	658,309	8,309	

## 2 支出の部

項	目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	增減	備考
1.	涉外費	3,000	0	3,000	0	-3,000	
2.	会議費	75,000	0	75,000	10,453	-64,547	
	01.役員会費	55,000	0	55,000	0	-55,000	
	02.地区委員会費	20,000	0	20,000	10,453	-9,547	美化作業代
	03.総会費	0	0	0	0	0	
3.需用費		90,000	0	90,000	10,241	-79,759	役員ファイル・よかとこ発見伝消耗品
4.	役務費	13,000	0	13,000	747	-12,253	
	01.通信運搬費	3,000	0	3,000	0	-3,000	
	02.手数料	10,000	0	10,000	747	-9,253	振込手数料
5.	児童奨励費	40,000	0	40,000	25,320	-14,680	
	01.新入生記念品費	20,000	0	20,000	13,020	-6,980	1年生入学記念品ノート
	02.卒業記念品費	20,000	0	20,000	12,300	-7,700	6年生卒業記念紅白栗饅頭
6.	字業費	350,600	-97,000	253,600	162,274	-91,326	
	01.研修費	125,000	-97,000	28,000	0	-28,000	
	02.各部活動費	165,600	0	165,600	142,274	-23,326	各部活動費・本部活動費・広報印刷
	03.学年活動費	60,000	0	60,000	20,000	-40,000	各学年10,000円
7.	負担金	150,000	0	150,000	135,189	-14,811	都 P・村 P負担金・賠償保険
8.	<b>慶弔費</b>	20,000	0	20,000	0	-20,000	
9.	予備費	75,400	-70,000	5,400	0	-5,400	予備費
	슴 計	817,000	-167,000	650,000	344,224	-305,776	

#### 3 差引の部

収入額 658,309 円-支出額 344,224 円 = 残高 314,085 円 差引残高 314,085 円を令和3年度へ繰り越します。

上記のとおり報告します。 令和3年4月15日

山田小学校PTA会長 秋丸 秀治

監査の結果、上記のとおり相違ありません。 令和3年3月25日

監事

后口和府倉原真奈美

監事 黒木 李佳

## PTA努力目標(案)

令和3年度

# 新しい発想で、自主的自発的なPTA活動を目指しましょう!

# 1 会員の研修に努める。

- (1) 生涯学習の観点に立ち、会員相互の研修に努める。
  - 専門部、各地区、学年部の自主計画と実践
  - 家庭教育学級との連携
  - 各種研修会への積極的参加奨励
  - 人権教育の啓発を図り、児童及び会員の人権意識を高める。

# 2 子どもの健全育成に努める。

- (1) 基本的生活習慣(家庭でのしつけ)の重要性認識とその確立
- (2) 安全意識の高揚と自覚化、実践化
  - 交通ルールの遵守
  - 事件の未然防止
  - 携帯電話・スマートフォン等を使う時のフィルタリングときまりづくり
- (3) 非行の防止
  - 家庭での子どもの心の居場所確保(親子の対話)
  - 家庭での融和努力
  - 地域社会および家族の一員としての自覚
- (4) 「我が子の良かとこ見つけよう」運動の推進
  - 趣旨の浸透
  - 会員相互の情報交換(「我が家のよかとこ発見伝」発行)
- (5) 親子ふれあい読書
- (6) 親子ふれあい学習の推進

## 3 教育環境の充実に努める。

- (1) 学校内外の環境の整備を推進し、豊かな情操に富む子どもの育成に努める。
  - 「花いっぱい運動」へ積極的に取り組み、四季花にあふれた学校環境づくりの支援。
  - PTA作業等を通じての除草・危険物除去・修理・必要な施設建設作業

# 4 ボランティア活動の推進を図る。

- (1) ボランティア活動を通して、奉仕の心を育て、奉仕の喜びと充実感を味わわせると共に、親子の視野をなお一層広める。
  - 老健施設、独居老人宅の訪問
- 通学路や山田川等の空き缶、ゴミ拾い

○ 廃品回収活動

# 令和3年度 主なPTA事業の予定(案)

月	日	曜	内	容	場所	
	8	木	第7回本部役員会			
1	1 2	月	地区委員会			
4	1 5	木	授業参観・懇談会・PTA絲	会,		
	2 2	木	PTA本部役員三役会			
	6	木	合同専門委員会、第1回本語	<b>邻役員会</b>		
	9	日	第1回親子美化作業(6~1	2区)		
5 2 2		土	運動会準備			
	2 3	日	運動会			
6	1 0	木	第2回本部役員会			
7	2	金	1学期末PTA、心肺蘇生活	<b></b> <b>上講習</b> 会		
8	2 2	日	第2回親子美化作業(1区~	~5区)		
	2 7		第3回本部役員会			
9	5	日	親子球技大会			
	7	木	第4回本部役員会			
1.0	1 0	田	第3回PTA美化作業(欠原	席者及び本部役員)		
1 0	1 5	金	「教育の情報化」研究発表会	<u> </u>		
	未足	É	九州PTA○○大会			
	4	木	第5回本部役員会			
1 1	7	日	親子ふれあい学習			
	1 9	金	持久走大会			
	2	木	第6回本部役員会			
1 2	9	木	2学期末PTA授業参観・乳	退談会		
	1 2	日	門松づくり			
1	2 0	木	木 第7回本部役員会(よかとこ発見伝製本)			
2	2 0	日	学年末PTA懇談会・学習を	発表会、弁当の日		
0	3	木	第8回本部役員会			
3	2 4	木	PTA会計監査			

# 令和3年度PTA一般会計予算書(案)

山田小学校PTA

## 1 収入の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	增減	備考
1.繰越金	240,007	314,085	74,078	前年度繰越金
2.会 費	576,300	583,050	6,750	会費·保険料 169戸( P 148 + T 21)
3.難収入	693	865	172	預金利子等
合 計	817,000	898,000	81,000	

## 2 支出の部

項	B	前年度予算額	本年度予算額	增減	備考	
1,	涉外費	3,000	3,000	0	PTA涉外費	
2.会議費		75,000	75,000	0		
	01.役員会費	55,000	55,000	0	役員会費	
	02.地区委員会費	20,000	20,000	0	美化作業・運動会準備等	
	03.総会費	0	0	0	歓送迎会費	
3. 器用費		90,000	90,000	0	総会資料・よかとこ発見伝 他消耗品	
4.	役務費	13,000	13,000	0		
	01.通信連接費	3,000	3,000	0	切手等	
	02.手数料	10,000	10,000	0	会費振込 他振込手数料	
5.児童奨励費		40,000	40,000	0		
	01.新入生記念品費	20,000	20,000	0	1年生入学記念品	
	02.卒業記念品費	20,000	20,000	0	6年生卒業記念紅白栗饅頭	
6.	事業費	350,600	371,000	20,400		
	01.研修費	125,000	125,000	0	役員・委員研修費	
	02.各部活動費	165,600	186,000	20,400	専門部(10,000円×4部)・広報印刷 本部(ふれあい学習・門松作り等)	
	03.学年活動費	60,000	60,000	0	各学年10,000円	
7.負担金		150,000	150,000	0	郡 P 負担金·村 P 負担金·保険料等	
8.趣弔費		20,000	20,000	0	会員番典	
9.予備費		75,400	136,000	60,600	予備費	
	合 計	817,000	898,000	81,000		

# 3 差引の部

収入額 898,000 円-支出額 898,000 円 = 残高 0円

上記のとおり提案します。 令和3年4月15日 山田小学校PTA会長 秋丸 秀治

# 令和3年度PTA役員選出

市和3年及PIA仅貝迭山	
役 職 名	氏 名
会 長	北田将樹
副会長	岡本明季典
副会長	杉松 將太
総務委員長	岡本 翔太
書記	倉原 真奈美
会計	黒木 李佳
	谷口 和成
監事	宮原 友加
	秋丸 秀治

#### 山田小学校PTA会則改正(案)

(名称及び所在地)

第1条 本会は山江村立山田小学校PTAと称し、事務局を山田小学校に置く。 (日始)

(目的)

- 第2条 本会は、家庭と学校及び地域社会とが協力し、家庭・学校・地域社会における教育に関する 理解と振興に努めるとともに、児童の校外指導・地域の教育環境の改善整備を図り、会員相互の資 質の向上のため研鑽を深め、心身ともに健全な山田小学校児童の成長を図ることを目的とする。 (方針)
- 第3条 本会は、教育的目標を有する団体であり、営利を目的とせず、いかなる宗教・思想に偏することなく、いかなる政治団体等にも関与しない。また、教育行政及び学校運営について不当に干渉しない。

(事業)

- 第4条 本会は、目的を達するため次の事業を行う。
  - (1) 児童の学習奨励に努める。
  - (2) 家庭と学校および地域社会における教育に関する理解と振興に努める。
  - (3) 児童の校外指導・地域の教育環境の改善・整備に努める。
  - (4) 会員相互の研修と親睦を行う。
  - (5) 学校教育施設・環境の改善整備に努める。
  - (6) その他、目的を達成するための事業を行う。

(会員)

第5条 本会員は、本校に在学する児童の保護者と教職員をもって構成する。 (会費等)

- 第6条 本会の経費は、会費・寄付金等をもってこれにあてる。
- 2 本会員は、会費を納めるものとし、会費の金額は、年額3,300円とする。 (本部役員)
- 第7条 本会に次の本部役員を置く。
  - (1)会 長 1名
  - (2)副 会 長 2名
  - (3)総務委員長 1名
  - (4) 監事 3名
  - (5) 地区委員長 1名
  - (6) 学年委員長 6名
  - (7) 部 長 4名
  - (8) 書 記 2名(うち1名は、教職員とする。)
  - (9) 会 計 2名(うち1名は、教職員とする。)
  - (10) 顧 問 1名(学校長とする。)

(任期)

- 第8条 本部役員は、会員の中から選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。 (本部役員の選出)
- 第9条 本部役員の選出については、次のとおりとする。
  - (1)会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事については、選考委員会において選出する。
  - (2) 地区委員長、学年委員長、部長については、各委員会及び各部会で互選により選出する。 (選考委員会の設置)
- 第10条 本部役員を選考するため、選考委員会を置く。
- 2 選考委員会の委員は、当該年度の地区長及び学年委員長をもって構成し、互選により委員長を選

出する。

- 3 会議は委員長が招集する。
- 4 会長、副会長、総務委員長、書記、会計及び監事を選考し、総会において承認を得るものとする。 (欠員の補充)
- 第 11 条 本部役員に欠員が生じた場合は、第 9 条の方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(本部役員の任務)

- 第12条 本部役員の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は本会の会務を総括し、総会・本部役員会・その他必要な会合を召集する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - (3) 総務委員長は各部会・各委員会の意見を総合し、各部会の連携と活動を推進するとともに、 総会・本部役員会等の議事進行の職にあたる。
  - (4) 監事は、本会に関する一切の会計を監査する。
  - (5) 地区委員長は、地区委員会を召集し会務を総括する。
  - (6) 学年委員長は、学年委員を召集し会務を総括する。
  - (7) 部長は、部会を召集し会務を総括する。
  - (8) 書記は、総会・本部役員会等の議事および重要事項等を記録するとともに、本会の連絡通信 その他の書類の保管にあたる。
  - (9)会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監事の監査を受け、総会において決算報告を行う。
  - (10) 校長は顧問とし、本部役員会に出席して助言する。

(委員会及び各部の任務)

- 第13条 委員会及び各部の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 地区委員会
    - ア 地域社会に努め、校外における児童の指導及び会員相互の教養・親和を高める。
    - イ 会費等を徴収する。
    - ウ 各区の実情に応じて地区委員を選出し、代表1名を地区長とする。
  - (2) 学年委員会
    - ア 学年を代表し、学校・家庭及び地域社会における教育の理解と振興に努める。
    - イ 学年PTAの活動及び調整、学年PTAの開催にあたる。
    - ウ 学年より4人以上の学年委員を選出し、代表1名を学年委員長とする。
  - (3) 体育部

ア 児童会の体育的行事・運動会への協力並びに保健・体育関係事業を推進する。

(4) 生活部

ア 児童の校外での生活指導並びに交通事故防止・学校施設・環境美化を図る。

- (5) 母親部
  - ア家庭における母親の役割を理解し、その向上に努める。
  - イ 学校給食の充実及び健全な食生活改善を図る。
- (6) 文化部

ア 会員の資質の向上と相互理解を深めるための研修を推進し、広報紙等の発行にあたる。 (総会)

第 14 条 総会は、本会の最高議決機関であり、予算・決算、会則の改正等その他必要な事項を議決 する。

(定足数)

第15条 総会の定足数は会員の過半数とし、委任状をもって出席とみなす。 (表決)

第16条 議決は、出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

- 第 17 条 本部役員会は、下記の事項を審議決定し、履行する。なお、教職員は、必要に応じて意見 を述べることができる。
  - (1)総会に提出する議題
  - (2)総会により委任された事項
  - (3) 事業の企画・運営に関する事項
  - (4) その他、必要な事項

(表彰)

- 第18条 学校及び本会のため、永年尽力のあった役員並びに顕著な功績があった者に感謝の意を表する基準は次のとおりとする。
  - (1) 本部役員として4年以上その任にあった者
  - (2) 特別の寄付行為があった者
  - (3) 部活・非行防止・交通安全等に貢献した者
  - (4) その他、特別に本部役員会で決定した者

(弔慰金)

- 第19条 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、弔慰金10,000円または相応の弔花を贈り、弔電を打つものとする。
- 2 本会の会員及び本校に在籍する児童が死亡した場合には、会を代表して役員が葬儀に参列する。 この時遠隔で旅費を伴うときは、実費の旅費を支給する。

(旅費)

- 第 20 条 本会の会員で、PTAに関する会議・研修等に会を代表して出席するときは、旅費を支給するものとする。旅費として交通費・日当・宿泊費・弁当代を支払う。
  - (1)交通費は1km当たり37円で計算した額とする。熊本県が定めた路程表の距離を基準とし、 往復の距離により支給する。(端数切り捨て)

村内の用務及び自家用車に同乗した場合には日当のみとし、交通費は支給しない。

- (2) 日当は1日1,000円とし、半日の場合は500円とする。
- (3) 宿泊費は8,000円を上限とし、実費で支給する。
- (4) 弁当代は注文集約がある場合のみ実費で支給する。

(その他)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本部役員会で協議し、決定 する。

付 則

平成2年4月21日

本会則は、昭和51年5月8日により施行する。

昭和56年4月一部改正昭和60年5月4日一部改正平成元年4月22日一部改正

平成5年4月17日 年会費2,400円を3,000円に改正

一部改正

平成6年4月16日一部改正平成7年4月15日一部改正

平成8年4月20日 一部改正

平成9年4月19日 一部改正 ※学校職員を教職員に統一

平成11年4月17日 年会費3,000円を3,300円に改正

平成19年4月20日 一部改正 ※山林特別委員を削除

平成28年4月22日 一部改正 ※学校給食費、給食費を削除

平成29年4月21日 一部改正 ※役員・委員に欠員が生じた場合の後任補充の選出方法の改正

平成30年4月20日 一部改正 ※全体的な文言の見直し。選考委員会の構成委員の改正

令和2年4月20日 一部改正 ※弔慰金・旅費の改正

# **<学校保険の加入について>**

# 学校保険の内容について

- (1) 県 P T A 共済「安互コース」(1家族 150円)
  - ・保護者対象、PTA行事等での負傷・疾病等が給付の対象
  - ※各種PTA活動が給付対象。子ども会活動行事は対象とならない。 ☆給付(最高) 負傷 30万円、死亡 500万円、後遺症 500万円
- (2) 県PTA共済「P災コース」(ひとり500円)
  - · 児童、指導者対象
  - ・学校教育活動等での災害(障害や負傷) に対する見舞金の給付 負傷 100万円、死亡 3,000万円、後遺症 3,000万円 ☆給付(最高)
- (3)独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 (ひとり 4 6 0 円)
  - ・入会金945円(485円は村負担、460円保護者負担)
  - ・学校管理下(授業中や休憩時間、通常の経路及び方法による通学中) で生じた負傷や疾病の医療費等が給付される。

☆給付 医療費 1,500円以上の負傷に対し、その 40%を給付 (最高) 死亡 2,500万円、後遺症 3,370万円

※「山江村すこやか子ども医療費助成事業」により中学3年までの医療費は全額 村負担だが、学校生活においてのけがは日本スポーツ振興センターが優先。(医 療費 1.500円以下は日本スポーツ振興センター共済給付制度が適用外のため、山 江村すこやか子ども医療費助成事業の適用)

# (4) РТА団体賠償責任保険(ひとり9円)

①PTA活動中に偶然な事故により、保険期間中に他人の身体・生命を害 したり、他人の財物を損壊させた。

☆給付(最高)対人 1名 1億円、1事故 5億円(免責 5千円) 対物 1事故 5,000万円 (免責 5千円)

②第三者から借用したスポーツ用具等の財物を保険期間中にPTA役員ま たは児童が損壊し、紛失または盗取された。

1事故 10万円、保険期間中 1,000万円(免責 5千円) ☆給付(最高)

- (5)児童・生徒賠償責任補償プラン(ひとり270円)
  - ・学校やPTA活動以外の日常生活中に起こした事故による賠償責任を保証 ☆給付(最高) 1事故 対人・対物 1億円(免責 5千円)

#### 上記の掛け金(分担金) 2

	— HO • 4 M • 1				
	保 険 名	掛け金		徵収方法	
P T A	PTA団体賠償責任保険	児童1人につき	9 円	※PTA会計より	
	県PTA共済「安互コース」	1家族につき	150円	※地区委員徴収	
	県PTA共済「P災コース」	児童 1 人につき	500円	学校へ入金	
	児童・生徒賠償責任補償プラン	児童 1 人につき	270円	学校へ入金	
学校	日本スポーツ振興センター	児童 1 人につき	460円	学校へ入金	

# 納入金額はお子様の数によって次のようになります ----

- (1) 在籍中のお子様が1人の場合は 1.230円 (500+270+460)
- (2) 在籍中のお子様が2人の場合は 2,460円 (3) 在籍中のお子様が3人の場合は 3,690円  $(500+270+460) \times 2$ 
  - $(500+270+460)\times 3$

# 令和3年度

# 山田小学校生活のきまり

山江村立山田小学校

山田小学校児童の健全な生活を助長し育成していくために、児童の実態に即して、保護者の皆 様と共通の認識の上に立って、生活指導に当たりたいと思います。

下記の「生活のきまり」について、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

# 学校での生活

- 本校始業時刻は8時10分、下校時刻は原則16時30分。 ただし、教師による指導のもとで遅れる場合は保護者への連絡を徹底する。
- 2 登下校は、徒歩を原則とする。ただし、病院通い、塾通い、緊急時の場合は、保護者の責任 のもと送迎を可とする。路上での乗り降りは安全面から禁止する。 ☆送迎や欠席、遅刻をする場合は登校班長に伝えるとともに、学校へ連絡する。
- 学校内では、衣服に安全ピンタイプの名札をつける。下校時は外して帰る。また、体育服に は、前にゼッケンを縫いつける。 (名札については、学校職員室にて、90円で販売)
- 4 身なりは、清潔に保ち、髪を染める・パーマをかける・眉を剃るなどの行為はしない。
- 5 自分の持ち物には、すべて記名する。
- 学習に必要ない物は、絶対に持ってこ
  - ☆学校の公衆電話を使う場合は、教師に伝える。
  - ☆忘れ物の連絡は、原則としてしない。特別な理由で、忘れ物を届けてもらう場合は、教師に 事情を説明する。
  - ☆携帯電話は原則として持たせない。
    - ※パソコン、スマートフォン、音楽プレイヤー、携帯ゲーム機等、インターネットに接続・ 利用可能な機器に関しては、保護者管理の下、御家庭でのルールづくりを行い、保護者の 責任の下、使用させる。

# 家庭や地域での生活

- 帰宅時刻は、夏季(春休みから9月30日)は18時(帰着時刻) 冬季(10月1日から3月修了式)は17時
- 2 子ども同士での物 (カード、ゲーム機やゲームソフトなど) の交換や売り買い、お金の貸し 借りはしない。
- 子ども達だけで、勝手に友達の家にあがったり、他の敷地に入った りして遊ばないようにする。
- 校区外へ行く場合は、保護者同伴とする。
- 夜間外出・外泊は、原則として保護者同伴とする。
- 6 子ども達だけの河川遊びや山遊び、火遊び等危険な遊びは禁止する。
- 7 自転車に乗るときは、保護者の許可を得て、交通安全のきまりを守り、安全に乗ること。そ のときは、必ずヘルメットを着用すること。また、学校正門前の登校坂は、事故防止のため、 自転車は押して下りること。

☆児童の乗車範囲は 1・2年生……庭内

3 • 4 年生……地区内

5・6年生……校区内 を原則とする。

(保護者同伴の場合は、この限りではない。)

☆3年生は交通教室終了後より、保護者の許可を得てから自転車に乗るようにする。 ☆年に一度、自転車安全整備店で点検をし、自転車保険への加入をお願いする。



# 保護者の皆様へのお願い

# 山田小 生徒指導部

# 1. 「児童の身だしなみ(頭髪)」について

山江中学校「生徒の身だしなみ」では頭髪について以下の通り規定されています。

	男子	女子	
規	前 髪:眉毛が全部見える長さ	前 髪:目にかからない長さ	
定	横 髪:耳が見える長さ	後ろ髪:肩にかかった場合は結ぶ	
	後ろ髪:首が見える長さ	※ヘアピン・ゴムの色は、黒・紺・茶色	
禁	●おしゃれに通じる髪型		
正	・ポニーテール・斜め結び・極端に短い、または、左右で長さが不揃いな髪型		
事	・頭頂部の毛髪が他の部位に比べて長い など		
項	●髪染 ●脱色 ●パーマ (ストレートパーマ、ヘアアイロン含む)		
	●眉そり・眉抜き・眉のカット		
	●装身具:ネックレス・ブレスレット (スポーツ用含む)・ピアス等		

中学校との円滑な接続のため、上記のきまりに準じた身だしなみを、小学校段階から心がけていけるよう(特に頭髪に対しては)、ご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

# 2. 「携帯電話・スマートフォン・インターネット機器の取扱い」について

「山田小のきまり」では以下の通り、児童・保護者の皆様にも周知しております。

「パソコン、携帯電話(スマートフォンを含む)ゲーム機等、インターネットを使うときは、お家の方と話し合って、きまりを守って使います。困ったことがあったら、すぐにお家の方に相談しましょう。」

児童の機器所持・使用実態の把握の為、例年、児童対象にアンケート調査を実施しておりますが、より確実な実態把握の為、本年度も保護者の方々へのアンケート調査として実施したいと思います。趣旨をご理解の上、アンケート調査へのご協力よろしくお願いいたします。

# 令和3年度 学校いじめ防止基本方針

山江村立山田小学校

#### 1 いじめ防止の基本方針

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、 未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の 心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できる ように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。 また、いじめに関するアンケートの結果を公表します。

#### (2) いじめの定義

#### 「いじめ」とは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。 (いじめ防止対策推進法より)

#### (3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはなりません。

#### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、 保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、 いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

#### (5) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①~⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

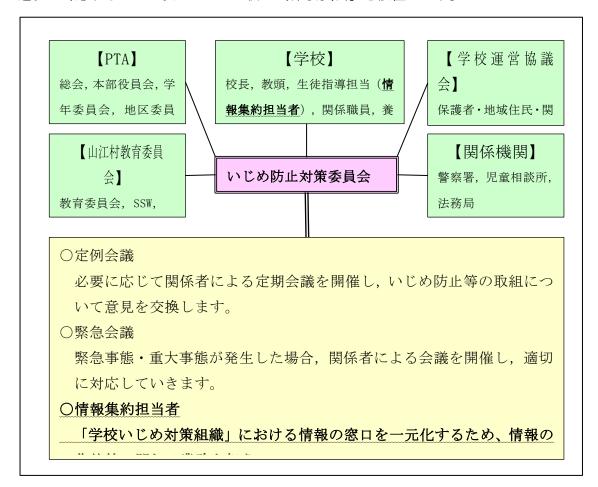
- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校,家庭,地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし,一体と

#### 2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

#### ①関係者組織

学校いじめ防止基本方針について意見を交換し改善をすすめるとともに,緊急事態・重大事態 に適切に対応するために次の「いじめ防止対策委員会」を設置します。



#### ②校内組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導・いじめ・不登校対策委員会」 を設置します。

## 【生徒指導・いじめ・不登校防止対策委員会】

○構成員

校長,教頭,教務主任,生徒指導担当(**情報集約担当**),人権教育担当,養護教諭,関係 教職員

(SSW)

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

- ○活動
  - ① いじめの早期発見に関すること。 (アンケート調査,教育相談等)
  - ②いじめ防止に関すること。
  - ③ いじめ事案への対応に関すること。
  - ④ いじめの問題に関する児童の理解を深めること。
  - ⑤ 学校いじめ基本方針の推進状況の確認、計画の見直し。
- ○開催

原則二月に1回を定例会とし、必要に応じて開催します。また、いじめ事案発生時は緊急 開催します。

#### 3 いじめの未然防止

#### (1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。 授業においては、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童の基礎・基本的な学力の定着 を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育んでいくように 努めます。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導します。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ②道徳の時間,命を大切にする月間,人権週間(各学期に1回),いじめゼロ宣言等を計画的に指導します。
- ③児童会活動の充実, あいさつ運動, ボランティア活動の推進を図り, 児童の自主的・自発的な活動を支援します。
- ④学校全体で暴力や暴言, 呼び捨てを排除します。
- ⑤いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について, 児童・保護者に啓発します。

#### (2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラルに関する指導や啓発活動や等を行います。

- ○児童への情報モラルに関する指導
  - ・情報教育全体計画・年間指導計画に沿って、学年に応じた指導を行います。
  - ・情報機器の活用の仕方や情報モラルに関する講座を開催します。 (4年以上)
- ○保護者を対象とした情報モラルに関する啓発
  - ・携帯電話等所持状況調査を実施し、児童の情報機器環境を把握します。
  - ・携帯電話や情報モラル等に関して積極的に家庭にお知らせします。
  - ・家庭におけるインターネットや携帯電話の使用について研修会を開催します。

#### 4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、 定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者 の不安を積極的に受け止めます。

①いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ※インターネットを通じたいじめについての質問項目を設けます。
- ※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示します。
- ※アンケート結果については保護者に公開をします。
- (1) 児童対象いじめアンケート調査月1回(8月を除く)
- (2) 保護者対象いじめアンケート調査年2回(6月,11月)
- (3) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年3回(6・11・2月)

#### ②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。

- (1) SSW (スクール・ソーシャル・ワーカー) の活用
- (2) いじめ相談窓口の設置
  - ・児童の悩み相談ポストの常設(保健室前)
  - 児童の教育相談窓口(教頭,養護教諭,担任)
  - ・保護者の教育相談窓口(教頭,生徒指導担当,担任)
- (3) 球磨教育事務所のスクール・カウンセラーの活用

#### ③ いじめの早期発見

- (1) 毎朝の健康観察で、児童の心身の状況について把握するようにします。
- (2) 毎週木曜日の放課後に「ふれあいデイ」を設け、教師と児童、児童相互の交流の場を設けるようにします。
- (3) 連絡帳などを通じて保護者と連携を図り、児童の状況を把握します。
- (4) 昼休みなど授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察します。
- (5) いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。

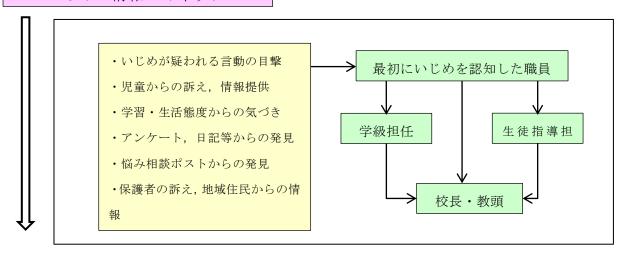
④ いじめの防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し,いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

- 5 いじめの相談・通報窓口
  - いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- (1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口 教頭,生徒指導担当(情報集約担当者),養護教諭,教務主任
- (2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口
  - ①山江村教育委員会 (SSW) (電話 23-3604)
  - ②球磨教育事務所(いじめ・不登校アドバイザー)(電話 22-1155)
  - ③法務局(子どもの人権110番)(電話 0120-007-110)
  - ④熊本県(子どもいじめ相談電話)(電話 0570-078310)
  - ⑤文部科学省(24 時間子供 SOS ダイヤル)(電話 0120-0-78310)
- 6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

- (1)発見から組織的対応の進め方
  - 1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成(生徒指導・いじめ・不登校対策委

校長,教頭,生徒指導担当 (情報集約担当者),担任,養護教諭,関係職員,特別支援教育コーディネーター,SSW

# 3 対応方針の決定,役割分担

- (1)情報の確認,整理
- (2) 対応方針の協議,決定
  - ・緊急度, 重大度の確認, 「自殺」「暴力行為」等の危険度の確認
- (3)役割分担
  - ・被害児童,加害児童,周辺児童からの事情聴取の担当
  - ・児童への支援・指導の担当
  - ・保護者への対応担当、関係機関への対応担当

# 4 事実確認とその留意事項

- ・状況を把握する。(いつ、どこで、誰が・誰に、何を、どのように・どのくらい)
- ・聴取は、被害児童、周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者の秘密を厳守する。
- ・正確に事実を確認するために、指導と混同しないように努める。
- ・いじめの加害者が、被害者や情報提供者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間に争いを生じさせないよう配慮する。
- ・いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を行う。

# 5 いじめの被害者,加害者,周囲の児童への対

## (1) いじめ被害児童の対応(支援)

- ・児童が話しやすい教師が対応していくこと。(担任等)
- ・原因や理由にかかわらず、いじめられた児童の側に立つこと。
- ・学校は、いじめを絶対に許さない立場であることを伝えること。
- ・児童のよさを認めながら、励ましていくこと。
- ・いじめる側の児童との今後の関わり方等を具体的に指導すること。
- ・定期的に面談を行う等しながら、不安や悩みの解消に努めること。
- ・友だちや学級集団等との関わりについて支援を行うこと。

## (2) いじめ加害児童の対応(指導)

- ・いじめを行った背景を理解しつつ, 行った行為については毅然と指導すること。
- ・自分の言動を振り返らせ、これからの生活の仕方や接し方を考えさせること。
- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせること。
- ・いじめは決して許されないこと、責任転嫁は許されないことを理解させること。
- ・定期的な面談や交流等を行いながら、児童の成長を確認すること。
- ・授業や学級の生活においてよさを認めながら、成長への意欲を高めていくこと。

## (3) 周囲の児童、学級の児童への対応(指導)

- ・いじめは絶対に許されないこと, 見過ごしてはならないものであるという姿勢 を示すこと。
- ・いじめの事実を伝えることは、人権と命を守るために大切であることを伝える。
- ・いじめをはやし立てていた者や傍観者も、関係者であることを自覚させる。
- ・被害者の立場に立って、観衆や傍観者の態度を考えさせること。
- ・いじめ発生の誘因となった友人関係や学級集団等の問題点(言葉遣いや行動規 範)を振り返らせること。
- ・これからの個人の行動の仕方、集団づくりについて指導すること。

# (2) 保護者との連携 , 関係機関との連携

#### ①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確 に伝えます。
- ・徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応の経過をこまめに伝えるとともに、子どもの様子等について情報提供を受けます。
- ・子どもの心のケアに保護者とともに取り組んでいきます。

#### ②いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後,直ちに家庭訪問を行い、事実,経過を伝えるとともに、その場で子 どもに事実の確認を行います。
- ・いじめの被害児童の状況を伝え、事態の深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子を伝え、保護者とともに子どもの成長を指導していきます。
- ・子どもへの対応について、保護者への助言を行います。

#### ③関係機関との連携

- ○教育委員会, 村内小中学校との連携
- ○警察など関係機関との連携 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては,所轄警察署等と連携して対処し ます。

#### 7 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

#### 8 重大事態への対処

## (1) 重大事態についての基準

#### 【重大事態とは】

- ①いじめにより児童の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (児童が自傷行為,自殺を企図した場合)
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき (一定期間連続して欠席しているような場合などは,迅速に調査に着手)

## (2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒ 担任⇒ 生徒指導担当⇒ 教頭⇒ 校長
- ② 校長⇒ 教育委員会学校教育係
  - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
  - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
  - ※必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関に通報する。

## (3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の招集 (校内組織, 関係者組織)
- ②教育委員会学校教育係への報告と連携
- ③事実確認
  - ・いじめの状況,いじめのきっかけの聴取
  - ・事実に基づく聴取 被害児童、周囲の児童及び加害児童を同時に実施する。
- ④警察への通報など関係機関との連携
- ⑤被害児童の保護者との連携

#### 9 公表・点検・評価

- ①ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ②年度ごとにいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
- ③年度ごとにいじめ問題への取り組みを、保護者、児童、職員で評価します。
- ④年度ごとにいじめ問題への取り組みを、関係者会議で評価します。
- ④いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直します。

山田小学校

	いじめ防		いじめ発見の取組		保護者・関係者組織
Л	ν·υν/β/J	11. マノ 4入小口	マンジ元元ジ状性	7人下 7/11414人	小哎日 闲怀日 വ概
4	生徒指導の視点に立っ	た授業(通 命を大切に	する心を育むプログラム(通	員会議(方針の確	
	朝のボランティ	ふれあいデイ(第1木曜	心のポスト(常生徒	指導・いじめ・不登校委員	
	縦割り班活動			PTA総	会 (方針の確認)
5	縦割り班活動	ハートタイム	アンケート		
6	縦割り班活動	学級遊び	携帯電 アンケート・面談	話所持アンケート	アンケート
7	縦割り班活動	学級遊び	アンケート	導・いじめ・不登校委員 学校運営協議:	会 (方針の確認)
8			職員多	会議(方針の中間評価)	
9	縦割り班活動	ハートタイム	アンケート		
1 0	縦割り班活動	学級遊び	アンケート生徒指	導・いじめ・不登校委員	
1	縦割り班活動	学級遊び	アンケート・面談		アンケート
1 2	縦割り班活動	学級遊び	熊本県心のアンケー 生徒指	導・いじめ・不登校委員	
1	縦割り班活動	ハートタイム	アンケート学校評価	学校評価	学校評価
2	縦割り班活動	学級遊び	生徒指 アンケート・面談	導・いじめ・不登校委員 学校運営協議:	会(方針の評
3	縦割り班活動	学級遊び	職員名	会議(方針の評価,総	

# 山江村立山田小学校 校長 金子 雄一

# 災害時の連絡について

春風の候、保護者の皆様方におかれましてはますます御健勝のことと拝察いたします。 さて、本校では、大雨や台風接近等により災害の恐れがある場合、各家庭との迅速な 情報共有のため、「連絡メールサービス」を利用しているところです。

つきましては、各家庭への連絡は下記のとおりとしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、より迅速に対応するため、メールでの連絡とさせていただいております。

また、連絡メールへの登録がまだのところは、必ず登録いただきますようお願いいた します。

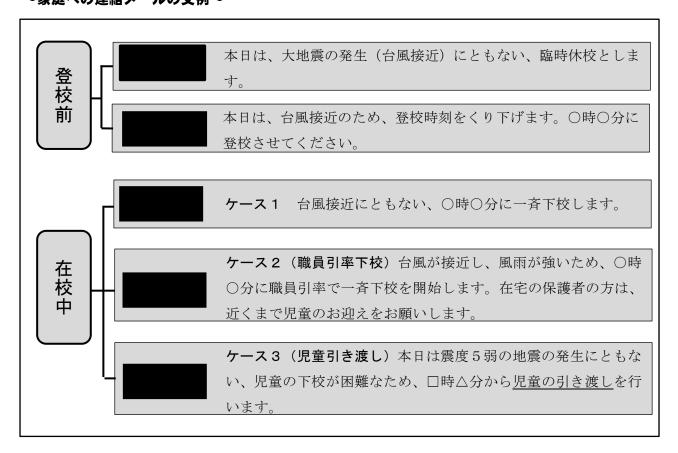
記

#### 登校前→前日または当日の午前6時30分までに判断

※.午前6時30分までに連絡がない場合は、通常通りの登校となります。 登校後→状況により判断



# ~家庭への連絡メールの文例~



山田小学校PTA会長

様

代表者氏名(

印)

第 学年PTA第 地区PTA部

# 行事 実施 届

行 事 名	
目 的	
期日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
場所	
参 加 児 童	児童 名 保護者 名 合計 名
日程 · 内容	
費用	
交 通 機 関	
参 考 事 項	行事参加者名簿添付

上記の行事を承認する。

令和 年 月 日

山江村立山田小学校PTA会長

# プール監視についての厳守事項

山田小学校PTA

### 1 監視にあたっての厳守事項

- (1) 監視は、動きやすく、入水しても支障のない服装で行う。
- (2) 運動場への車の乗り入れは行わないこと。
- (3) AEDの使用方法、人工呼吸・心臓マッサージの方法を確認しておく。また、監視員は必ず 心肺蘇生法の講習会に参加しておかなければならない。
- (4) 監視をする者は、PTA会員(保護者)でなければならない。
- (5) 監視は、PTA会員(保護者)4人以上で行う。
- (6) 上記について、厳守できない状態を確認又は情報等の提供があった場合、PTA本部と関係 部で緊急会議を行うものとする。

#### 2 プール開放の判断について

- (1) 大雨や雷、強風などの『警報発令時』には、プール開放は行わない。
- (2) " 『注意報発令時』には、原則としてプール開放は行わない。ただし、監視者4人で協議し、安全が確認できる場合は開放することができる。
- (3) 落雷の恐れがある場合(雷鳴が聞こえた、稲光が見えた等)は、直ちに開放を中止し、建物内に児童を避難させる。
- (4) 水質に異常が認められるなど(水の色、におい、施設の破損)の場合は、プール開放は行わない
- (5) 水温が23度以下、または気温が極端に低い時、風が強いときにはプール開放を中止する。

#### 3 監視の方法について

- (1) プールに視線を向け、絶えず注意を払う。
- (2) 死角をなくすよう、4人で分担し、4隅から監視する。
- (3) 準備運動を必ず行わせるとともに、水慣れをさせてから泳がせる。
- (4) プール使用のきまりを十分守らせる。特に、とびこみ、走り回るなどの危険行為、また、他人に危険や迷惑を及ぼす行為は厳しく注意する。<u>注意を守らない場合は、監視員間で相談のう</u>え、使用を禁止させる。
- (5) 適度に、一斉にプールから上がるように指示を出し、児童に休憩させるとともに、人数の確認を行う。(休憩の目安は、30分間泳いで10分間休憩)
- (6) 1、2年生の大プール使用は厳禁。使用させた場合は、事故発生時の責任が監視員に及ぶので厳守する。

#### 4 緊急時の対応

- (1) 緊急時の役割を確認しておくこと。 通報者(1人)、救命措置(2人)、他の児童の安全指導(1人)
- (2) おぼれそうになった人を発見したら、直ちに救助にあたると同時に、消防署(職員室)に通報すること。
- (3) おぼれた人を発見したら、直ちに心臓マッサージ・人工呼吸・AEDの処置に取りかかること。また、同時に消防署並びに職員室に通報すること。(3分間で生死が決まる。)
  - ※ けがの場合も、傷口をきれいな布でおさえるなどの止血処置をとり、直ちに通報すること。
- (4) 緊急時には、他の児童についても安全確保に努め、2次災害を防ぐこと。